

【介護保険 訪問看護費・介護予防訪問看護費】

(単位)

		昼間 <<8時～18時>>	夜間<<18時～22時>>・早朝<<6時～8時>>	深夜<<22時～6時>>
訪問看護	(1) 20分未満	313 (282)	391 (353)	470 (423)
	(2) 30分未満	470 (423)	588 (529)	705 (635)
	(3) 30分以上1時間未満	821 (739)	1,026 (924)	1,232 (1,109)
	(4) 1時間以上1時間30分まで	1,125 (1,013)	1,406 (1,266)	1,688 (1,520)
介護予防	(1) 20分未満	302 (272)	378 (340)	453 (408)
	(2) 30分未満	450 (405)	563 (506)	675 (608)
	(3) 30分以上1時間未満	792 (713)	990 (891)	1,188 (1,070)
	(4) 1時間以上1時間30分まで	1,087 (978)	1,359 (1,223)	1,631 (1,467)

○ ()は准看護師対応の単位

○ 20分未満の訪問 …… 24時間訪問看護体制があり、サービス計画または訪問看護計画書に20分以上の訪問が週1回以上含まれている

訪問看護 加算(減算)	算定要件	単位数
○ 退院時共同指導加算	病院、診療所または介護老人施設に入院、入所中に在宅に必要な指導を行った場合 初回訪問で算定、特別な管理を要する場合に限り2回	600単位/回
○ 初回加算	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供(過去2月訪問看護の提供がない)	300単位(1月につき)
○ 複数名訪問加算	家族の同意があり①利用者の身体的理由②暴力行為等③その他	30分未満254単位 ----- 30分以上402単位
○ 長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者でありケアプランに位置づけあり	300単位(1回につき)
○ 看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、たん吸引等が必要な利用者に係る計画や指導の実施	250単位(1月につき)
○ 緊急時訪問看護加算 (区分支給限度額外)	利用者、家族に同意を得て、計画的になっていない緊急訪問看護の実施 緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位数を算定 *1月以内の2回目以降の緊急訪問については、早朝・夜間・深夜を加算する	574単位(1月につき)
○ 特別管理加算 (I) (II)	(区分支給限度額外) イ ----- ロ・ハ・ニ・ホ	500単位(1月につき) ----- 250単位(1月につき)

基準告示第2の5に規定する状態等にあつて、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる状態にある者

- イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを用いている状態にある利用者
- ロ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理若しくは在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある利用者
- ハ 人工肛門若しくは人工膀胱を設置している状態にある利用者
- ニ 真皮を超える褥瘡の状態にある者(①NPUAP分類Ⅲ度・Ⅳ度、②DESIGN分類でD3、D4、5D)
- ホ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者

○ ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上のターミナルケアを実施 厚生労働大臣が定める状態にある者の場合は1日 入院して24時間以内に死亡 ※介護予防訪問看護費については算定しない	2,000単位(1回) (区分支給限度額外)
-------------	---	---------------------------

○	(介護)看護体制強化加算(1)	サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進するための加算	550単位/月
	(介護)看護体制強化加算(2)		200単位/月
	(予防)看護体制強化加算		100単位/月
○	サービス提供体制強化加算 (区分支給限度額外)	研修等を実施しており、かつ、看護師等の総数のうち3年以上の勤務年数3年以上の占める割合が30%以上である事	3単位(1回につき)
○	同一建物居住者に対する訪問減算	事業所と同一建物の利用者20人以上にサービス提供を行う場合	所定単位の90/100で算定

○ 訪問看護指示書料 (病院から請求)	3,000円 (1枚)	○ 訪問看護点滴指示書料 (病院から請求)	1,000円 (1枚)
○ 衛生材料等提供加算 (病院から請求)	800円 (月1回)	○ 衛生材料等	実費
○ 訪問看護特別指示書料 (病院から請求)	1000円 (1枚)	○ 死後の処置料	10,000円

(注)・交通費は事業者のサービス地域を越えた時点より、路程1キロメートル当たり25円を実費として徴収します。

・医療費控除の対象となりますので、領収書は大切に保管してください。